

令和4年8月31日(水)

保護者各位

豊見城市立豊見城中学校
校長 川上 一
(公印省略)

暴風警報(特別警報)発令時における学校の臨時休業
並びに生徒の安全確保について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、本校の教育活動に際し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今年も台風の襲来が見込まれる時期となりました。

つきましては、暴風警報(特別警報)発令時における本校の臨時休業及び登校等の
目安をお知らせするとともに、併せて、台風接近時の生徒の安全確保につきまして、
ご家庭での十分なご指導とご協力をお願い申し上げます。

1 臨時休業の取り扱いについて

(1) 台風接近時に臨時休業となる(登校しなくてもいい)場合について

- ① 暴風(特別)警報等が発令されているとき。
- ② 暴風(特別)警報等の解除が、午前7時を過ぎてから行われたとき。

(2) 暴風(特別)警報等の解除に伴い、登校しなければならない場合について

- ① 午前6時までに解除となったとき。
→バスの運行再開等を確認し、午前8時15分までに登校。
(平常通り授業実施、給食あり※)

※給食の献立が変更する場合があります。

また、停電により給食が提供できない場合があります。

- ② 午前6時～7時前に解除となったとき。
→バスの運行再開等を確認し、午前8時30分までに登校。
(午前中のみ授業、給食なし)

2 生徒の安全確保について

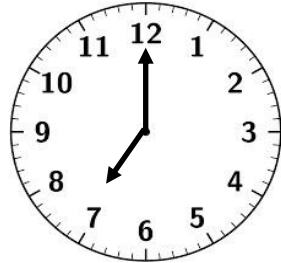
(1) 登校後に暴風(特別)警報等が発表されたときは、自然災害から生徒を守るため「安全確保」を優先し、保護者への連絡、保護者引き取りが原則となります。
(豊見城市教育委員会)

(2) 台風による被害には、ご家庭でも十分に留意しつつ、生徒が危険な場所に立ち入ることがないように、生徒にご指導ください。特に川の水は、急に増水する恐れもあります。また、突風による飛散物でのケガ等も考えられますのでご注意ください。天候が回復するまでは、必要以上に屋外に出ることがないように願います。

裏面あり

臨時休業となる場合(登校しない日)

○ 暴風(特別)警報等が発令中または、午前7時を過ぎて暴風(特別)警報等が解除されたときは**お休み**です。



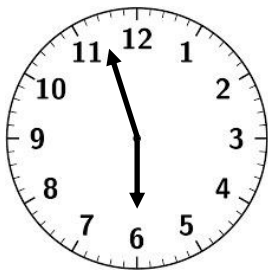
午前7時に暴風(特別)警報が解除されていないので、**休校**です。



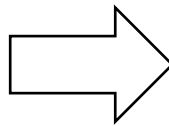
臨時休業とならない場合(登校する日)

○ 午前7時までに暴風(特別)警報等が解除されたときは**登校**です。
解除の時間によって、登校時間や給食の有無が違います。

(1)解除が**午前6時前**のとき → **8時15分までに登校**(バスの運行状況を確認)
給食あり



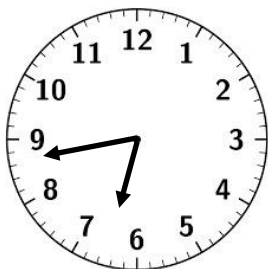
解除!



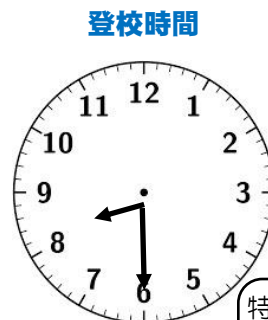
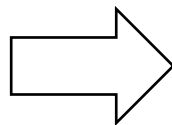
特に指示がなければ、その日の時間割(午後まで)を準備します。

(2)解除が**午前6時~午前7時前**のとき

→ **8時30分までに登校**(バスの運行状況を確認)
給食なし



解除!



特に指示がなければその日の午前中の時間割を準備します。